

令和三年四月二日受領
答弁第八五号

内閣衆質二〇四第八五号

令和三年四月二日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員大西健介君提出「フォース・マジュール」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員大西健介君提出「フォース・マジュール」に関する質問に対する答弁書

一について

米国における寒波の影響により、同国の一部の石油化学製品メーカーが、工場の操業を停止するとともに、御指摘の「フォース・マジュール」を宣言したことに伴い、我が国の一部の製造事業者の生産活動に影響が生じているものと承知している。政府としては、引き続き、当該影響について注視してまいりたい。

二及び三について

御指摘の「フォース・マジュール」に係る条項は、一般的に、契約当事者間の個々の契約で定められているものであり、現時点において、政府としては、企業に対する御指摘のような支援を行う必要があるとは考えていない。また、独立行政法人日本貿易振興機構が御指摘の「フォース・マジュール」事態発生の際に明書を発行することについては、同機構の業務の範囲に含まれていないため、困難である。